疾病分野別の治療就労両立支援モデル事業について①

治療就労両立支援モデル事業における各疾病分野共通の取組

・医療機関側から、治療と就労の両立支援について伝え、患者の同意が得られた場合は、支援を行う。

・患者の医療情報、職業情報等の収集・整理を行う「復職コーディネーター」を中心に、医師、看護師等の医療者で構成された**チームによる支援**を行う。

がん分野

【労災疾病等医学研究で得られた知見等】

・平成24年6月に政府が策定した「がん対策推進基本計画」において、「職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す」と定められた。

・がんに罹患した勤労者の離職の理由は、「長期休暇を取得できなかった」「職場に迷惑をかけると考えた」といったがんに関連する社会的要因及び心理的要因が63%。

・事業場は疾病に罹患した勤労者が抱える問題点（病状や就労上の不安や悩み）についての認識が不十分。

・病院勤務医の81%が患者からの就労に関する相談を受けている反面、産業医から主治医への相談は37%、主治医から産業医へは4.7%しか相談していない。

【治療就労両立支援モデル事業における取組】

・患者の病状、経済状況、就労状況等を記載する**「経過観察表」**の活用により、患者の不安・悩みや事業場の懸念事項の解消を図る。

「経過観察表」

※平成26年8月15日「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書」（厚生労働省健康局）においても、当機構に対して医療機関向け支援マニュアルの作成・全国の医療機関への普及が求められた。

糖尿病分野

【労災疾病等医学研究で得られた知見等】

・新規発症糖尿病患者の受診継続率は4割未満。

・就労患者の48%が糖尿病であることで仕事上困っていることがある。

・企業の51%は社内の糖尿病従業員を把握していない。

・病院・診療所勤務医の55%が職場についての相談を受けたことがある反面、企業からの問い合わせを受けたことがあるのは27%、企業に問い合わせをしたことがあるのは9%。

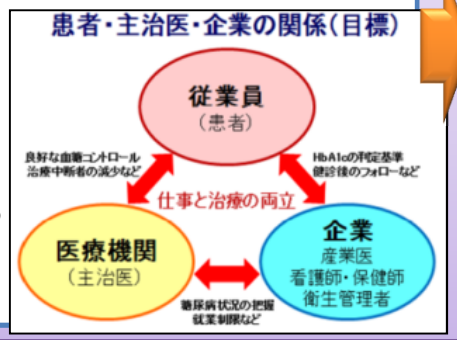

【治療就労両立支援モデル事業における取組】

・本事業のために作成した**「就労と糖尿病治療両立支援手帳」**を用いて勤労者・医療機関・事業場間の情報共有を行い、就労上の問題点の特定と改善、治療の継続を図る。

収集した事例の集積・分析・評価

「医療機関向け支援マニュアル」を作成し、全国の労災指定医療機関等への普及を図る。

疾病分野別の治療就労両立支援モデル事業について②

脳卒中（リハ）分野

【労災疾病等医学研究で得られた知見等】

・勤労者世代の脳卒中患者の80%は退院時予後は治癒又は軽快しているにも関わらず、復職率は51%※であった。
（※労災疾病等医学研究「早期職場復帰を可能とする各種疾患に対するリハビリテーションのモデル医療の研究・開発、普及」より）

・医療機関による復職支援を受けることができた患者は22%、産業医との連携ができたのは12%であった。

・急性期治療から復職まで一貫して関わる「復職コーディネーター」の試行的介入により、復職率が84%まで向上。

【治療就労両立支援モデル事業における取組】

・急性期治療から復職に至るまで一貫した支援を提供するため、身体機能の評価、職業情報の収集を行い、転院先（回復期リハ病院等）にも復職に必要な治療を継続するための情報提供を行う。

・**事業場・家族等との連携**により復職方法（現職復帰・配置転換等）の検討を行う。

「復職コーディネーター」による人事担当者との面談

メンタルヘルス分野

【労災疾病等医学研究で得られた知見等】

・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において事業場に求められるメンタルヘルス不調対策（4つのケア）について、事業場内外の相補的な連携を図るために、治療と就労の両立支援において必要とされる**ネットワークの図式化（右図）**を行った。

・就労継続や復職の支障となる事象を特定・除去するために、「現症」、「勤労状況」、「個人・生活状況」、「その他事業場側が抱える懸念」についての現状の評価を行う「4軸アセスメント」の活用による試行的介入事例において、復職（就労継続を含む）率は90%であった。

【治療就労両立支援モデル事業における取組】

・勤労者・医療機関・事業場間の連携により「4軸アセスメント」項目の改善状況の評価を行う 。

・治療と就労の両立の奏効事例において4つのケアのどの時点から連携効果が発揮されたか、不奏効事例の要因と改善策、両立支援から得られた勤労者本人と事業場の満足度についても併せて調査する。

事業場内外の連携

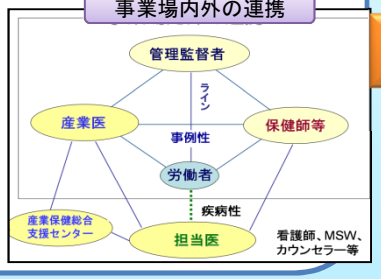

【第2期中期目標期間までの取組】

・メンタルヘルス専門医が事業場訪問を行い、人事・労務管理者、産業医等への臨床的知見に基づく助言等の支援を行う**「職場訪問型職場復帰支援」**を平成21年度より試行。

活動実績集

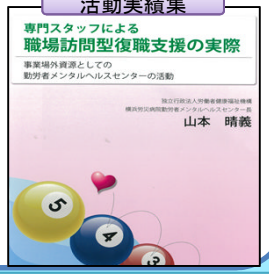

【治療就労両立支援モデル事業における取組】

・**「職場訪問型職場復帰支援」**を引き続き継続する。

・心理士による「個別面談」を併用し、勤労者のストレス状況を把握した上で復職支援、再発予防のための指導を行う。

合同面談

収集した事例の集積・分析・評価

「医療機関向け支援マニュアル」を作成し、全国の労災指定医療機関等への普及を図る。